

報告

KYOMS外部有識者会議（旧第三者確認審査会）の位置づけの見直しについて

1 KYOMS第三者確認審査会について

（1）目的・概要

最高責任者（市長）が設置し、KYOMSの取組の信頼性・透明性の確保を図るため、システムの妥当性・運用状況等の審査を行う組織

（2）根拠

「KYOMSマニュアル」の規定に基づき設置され、「京都市役所環境マネジメントシステム第三者確認審査会設置要綱」に基づき運用

2 見直しの背景について

現在、京都市では、市会からの強い指摘※を受け、すべての審議会等についてあり方の検討を進めており、KYOMS第三者確認審査会も審議会等の一つとして、その検討を求められている。

※ 市会からの指摘内容

審議会等について、定員、任期、報酬額等に変な差異があることから、早期に基準を設け可能な限り差異の解消を図るとともに、審議内容を精査し可能なものについては統廃合を行うことで経費削減に努めること。

3 見直しの方向性について

KYOMS第三者確認審査会につきましては、KYOMSの取組をより効果的なものとするため、来年度以降、位置づけをより明確化し、機能強化を図る方向で調整を進めています。